

『引っ越し』のとき、お子様(小・中学生)の転校の手続きは、どうする？

## 【鳥栖市内の転居で、学校が変わる場合】



### 1 引っ越しの時期などが決まったら

- (1) 現在通っている学校に、いつ頃、どこに、引っ越すのかお伝えください。
- (2) 引っ越し先の学校（学校が不明の場合には、教育委員会に確認してください）に、いつ頃、どこに、引っ越すのか、また、お子様の情報(氏名、性別、生年月日や現在の学校名、特別支援等に関する情報など)をお伝えください。

《お問い合わせ先(学校教育課) 0942-85-3520》

### 2 市役所での転居の手続き

- (1) 市役所1階の市民課で住民異動（転居）の手続を行います。その際に「転入学通知書」と「転学通知書」が発行されます。
- (2) 「転入学通知書」と「転学通知書」を市役所3階の教育委員会学校教育課へ提出してください。

※なお、指定学校変更等が必要な場合には、その手続きも行います。

### 3 その後の手続き

- (1) 今通っている学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。(転居先の学校に提出する書類です)
- (2) その後、転居先の学校へ「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を提出してください。

